

四日市市告示第 387 号

四日市都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画  
整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規  
定により、次のとおり公告する。

平成27年9月8日

四日市市長 田中俊行

1 土地区画整理事業の名称

四日市都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業

2 施行者の名称

四日市市

3 施行地区

四日市市末永町、本郷町、陶栄町、滝川町の各一部

4 事業施行期間

平成2年8月20日から平成33年3月31日まで(清算期間を含む。)

5 事務所の所在地

四日市市諏訪町1番5号

6 事業計画決定年月日

平成2年8月20日

7 事業計画の変更の年月日

平成5年4月30日

平成10年3月10日

平成12年5月25日

平成15年2月20日

平成18年3月7日

平成19年12月25日

平成24年12月25日

平成27年8月12日

(都市整備部 市街地整備・公園課)